

## 別紙14（広域農業用水適正管理対策事業に係る運用）

### 第1 事業内容

#### 1 趣旨

水資源のひっ迫による新たな水資源開発の困難化に加えて、河川環境への社会的関心の高まり等から、河川の利用者に対しても水資源の有効利用、河川の正常な機能を維持するための流量の確保、河川に設置する施設の治安上の安全対策等について従来以上の配慮が求められている。

広域農業用水適正管理対策事業（以下「本事業」という。）は、国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了していない等のため、用途廃止されずに残存しているものを撤去することによって、当該流域の農業用水管理の適正化、災害の未然防止等を図る観点から実施するものである。

#### 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区その他都道府県知事が適當と認める者とする。

#### 3 事業メニュー

交付要綱別表1の1の(1)の才の広域農業用水適正管理対策事業の事業内容は、次の(1)及び(2)に該当する農業水利施設の撤去を行うものとする。

- (1)国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき頭首工、水門、樋管、樋門等の農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了しない等のため、用途廃止されずに残存しているもの
- (2)農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれのある農業水利施設

#### 4 事業計画

- (1)事業計画は、事業実施主体となる者が作成するものとする。
- (2)事業計画においては、事業目的、事業実施主体、工事計画、費用の総額及びその内容、費用負担の方法その他必要な事項を定めるものとする。
- (3)事業実施主体は、事業計画の作成に当たり必要がある場合は、費用の負担予定者、撤去する施設の所有及びその管理者と協議調整を図るものとする。

### 第2 事業の実施

#### 1 事業の実施

- (1)都道府県知事は、都道府県が新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、交付要綱第17の2に定める実施要件確認に必要な資

料として事業計画書（別記様式第1号）及び事業計画概要書（別記様式第2号）（以下「事業計画概要書等」という。）を策定し、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

- （2）都道府県知事は、市町村、又は土地改良区その他都道府県知事が認める者から、事業計画概要書等を添付して新たに交付金を充当して本事業を実施したい旨の報告があったときは、交付要綱第17の2に定める実施要件確認に必要な資料として事業計画概要書等を地方農政局長等に提出するものとする。

## 2 交付要件

次のすべての要件に該当すること。

- （1）国営土地改良事業の実施による施設の新設又は改築に伴い、撤去することが土地改良法第87条、同法第87条の2及び同法第87条の3のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた農業水利施設。

- （2）次のいずれかに該当する農業水利施設の撤去

- ア 当該施設下流域の農業用水を含めた河川の流水の適正な流下及び水利調整の円滑化に支障を及ぼすおそれのある農業水利施設  
イ 放置すると河川の適正な利用の支障となったり、災害の発生の原因となるおそれのある農業水利施設で河川管理者から撤去を求められている施設

## 3 事業計画の変更

- （1）事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。

- ア 工事計画の著しい変更

- イ 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の20%以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

- （2）都道府県知事は、事業計画の重要な部分の変更を行ったときは、別記様式第3号により事業計画変更手続き報告書を地方農政局長等に提出するものとする。

- （3）都道府県知事は、市町村、土地改良区又は都道府県知事が認める者が事業計画の重要な部分の変更を行った旨の報告があったときは、別記様式3号により事業計画変更手続き報告書を地方農政局長等に提出するものとする。

### 第3 助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、事業実施主体に助成するものとし、対象となる経費は次のとおり。

#### 1 広域農業用水適正管理対策事業

費目	工種	事業内容
工事費	純工事費	<p>事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等とする。</p> <p>ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、營繕損料並びに諸経費を含むものとする。</p>
	附帯工事費	本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用とし、前号に規定する本工事費の内容に相当する経費とする。
	用地費及び 補償費	工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損害を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。
	船舶及び機 械器具費	工事の施行に直接必要な船舶機械器具、車輛（乗用車を除く。）等の購入費、借料、運搬費又は据付、撤去、修理若しくは製作に要する費用とする。
調査設計費	調査設計費	調査及び実施設計に要する経費とする。

#### 2 効果促進事業

### 第4 国の助成を除いた額の取扱い

本事業は、当該流域の農業用水管理の適正化、水利使用者としての義務の履行、災害の未然防止等のためのものであることから、国の助成を除いた額については、都道府県及び市町村の費用をもって充当するよう、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。）は、都道府県知事、市町村を指導するものとする。

## 第5 経過措置

- 1 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）別紙1の(1)イに基づき実施してきた地区であって、平成23年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものと見なす。
- 2 1により移行された地区については、なお従前の例による。
- 3 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知）別紙9の第2の規定に基づいて、平成23年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

別記様式第1号

広域農業用水適正管理対策事業計画書

第1章 事業目的

事業の目的及び対象とする農業水利施設撤去する必要性について簡潔に記載する。

第2章 事業主体

事業を実施する者を記載する。

第3章 従前の国営土地改良事業

従前の国営土地改良事業の地区名、事業制度、事業年度及び国庫負担率（基本）について記載する。

第4章 施設の撤去状況

従前の国営土地改良事業により撤去する計画であった農業水利施設名及び本事業により撤去する農業水利施設名、施設規模を記載する。

第5章 工事計画

事業で実施する工事の内容等について記載する。

第6章 事業の対象とする農業水利施設の利用及び管理状況

事業で撤去する農業水利施設の利用及び管理状況について簡潔に記載するとともに、その施設を残存した場合、農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれがある内容について簡潔に記載する。

第7章 河川法等に基づく農業水利施設の用途廃止の義務

農業水利施設の用途廃止を河川管理者から求められている場合は、その内容を簡潔に記載する。

第8章 工事に関する河川管理者との協議状況

工事に関して、河川管理者と協議を行っている場合は、その内容について記載する。

第9章 総事業費及びその内容

事業に要する費用の総額及び内訳等について記載する。

第10章 費用負担の方法

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合等について記載する。

第11章 予定工期

工事の着手及び完了の予定工期を記載する。

第12章 計画図面

1. 位置図（5万分の1地形図）

2. 計画平面図

## 別記様式第2号

## 広域農業用水適正管理対策事業計画概要書

## 1. 事業概要表

県名			地区名		関係市町村名		予定期	~年度	事業主体	
事業（ 目的 必 要 性 ）					事業の概要		事業の対象とする農業水利施設の利用及び管理状況			
従前の国営土地改良事業	従前の国営土地改良事業により撤去する計画であった施設									
事業制度				全施設数						
地区名										
事業年度	~	未撤去施設数			河川法等に基づく施設の用途廃止の義務		工事に関する河川管理者との協議状況			
国庫負担率 (基本)		本事業により 撤去する施設数								
負担区分 (千円)										
総事業費		国費	県費	市町村	その他					

## 2. 計画概要図

(1) 位置図

(2) 計画平面図

別記様式第3号

## 事業計画変更手続報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長

北海道にあっては農村振興局長

} 殿

都道府県知事

広域農業用水適正管理対策事業 地区の事業計画の変更を、別紙の内容で行ったので報告する。

(別記様式第3号の別紙)

地区名		局名		所在地		
事業名						
事業の経緯	採択年度	着工年度	変更計画確定年月日		年までの進捗率 変更事業費ベース)	
項目	現計画	変更計画	増減		備考	
事業費						
工期						
投資効率						
変更の要旨						
変更項目及び要件	項目	現計画	変更計画	増減	増減の内訳又は理由	